

令和元年定例第4回市議会会議録(第4日)

令和元年12月20日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	財政課長	木村勝幸
教育長	待鳥博人	企画振興課長	堤則勝
監査委員	平井常雄	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
総務部長	西山俊英	福祉事務所長	木村加代子
保健福祉部長	松尾博	健康づくり課長	田中聡美
市民部長 兼市民課長	築地原良太	環境衛生課長	松尾和久
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	宮崎眞一
建設都市部長	富重巧斉	商工観光課長	岡俊幸
教育部長	野田圭一郎	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	学校教育課長	藤吉裕治
総務課長	椛嶋晋治	総務課長補佐 兼人事係長	平川貞雄

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議長辞職の件
- (2) 認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第6号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第7号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第8号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第9号 平成30年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (12) 議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- (13) 議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について
- (14) 議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について
- (19) 議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

- (20) 議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第61号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）
- (22) 議案第62号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (23) 議案第63号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (24) 議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (25) 議案第65号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第66号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (27) 議案第67号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (28) 議案第68号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第8号）
- (29) 議案第69号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (30) 議案第70号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (31) 議案第71号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- (32) 議案第72号 令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (33) 議案第73号 令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (34) 議案第74号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

(追加日程)

- (1) みやま市議会議長の選挙について
- (2) 議長の常任委員の辞任の件
- (3) 常任委員の選任について
- (4) 議会運営委員の選任について
- (5) 議席の一部変更について
- (6) 発議第8号 市長の辞職勧告決議について
- (7) 瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議
- (8) 会期延長について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（瀬口 健君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、宮寄副市長につきましては、先日に引き続き欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、御承知おきください。

また、議案第65号から74号までの10件が追加議案として提出されておりますので、御報告をいたしておきます。

日程第 1 議長辞職の件

○議長（瀬口 健君）

日程第 1. 議長辞職の件を議題といたします。

本件は、私の一身上に関する件でありますので、副議長と交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮本五市君）

それでは、地方自治法第106条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行います。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、16番瀬口健君の退場を求めます。

〔瀬口 健議員退場〕

○副議長（宮本五市君）

事務局長に辞職願を朗読させます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○副議長（宮本五市君）

お諮りします。16番瀬口健君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、16番瀬口健君の議長の辞職を許可することに決定しました。

瀬口健君の入場を許可します。

〔瀬口 健議員入場〕

○副議長（宮本五市君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。みやま市議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、みやま市議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩します。資料を配付しますので、そのままお待ちください。

午前9時35分 休憩

午前9時36分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

追加日程第1 みやま市議会議長の選挙について

○副議長（宮本五市君）

追加日程第1. みやま市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（宮本五市君）

ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番河野一仁君、2番森弘子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（宮本五市君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせていただきます。

〔投票箱点検〕

○副議長（宮本五市君）

異状なしと認めます。

これより投票に移りますが、念のために申し上げます。

投票は単記無記名でありますので、投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

投票を行います。事務局長よろしく願いいたします。

〔投票〕

○副議長（宮本五市君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。河野議員及び森議員は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（宮本五市君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 14票

無効投票 2票

です。

有効投票のうち

荒巻隆伸君 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、荒巻隆伸君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（宮本五市君）

ただいま議長に当選されました荒巻隆伸君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長に当選された荒巻隆伸君に当選承諾及び御挨拶を求めます。演壇のほうにお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

皆さん、改めましておはようございます。ただいま投票によりまして議長に就任をさせていただきました荒巻隆伸でございます。14票ということで、皆様方の期待の大きさに身の引き締まる思いでございますけれども、皆様方の御支援に心から感謝を申し上げたいと思っております。

今、みやま市民の間で、市議会全体のことではありますけれども、市議会は何しよっとかと私自身もよく言われますけれども、その市民の皆様方に対して、市議会も頑張っておるねと言ってもらえるような議会づくりを目標として、議会の運営、そして議会のかじ取りをしていかなければならないと思っております。

そのためには、私自身も精いっぱい頑張っまいりますけれども、議員各位の御理解と御協力がなければできません。皆様方の御支援を心からお願い申し上げます。

そして、議会、執行部も目指すところは一緒だと思っております。みやま市の安全・安心のまちづくり、そして、平和なみやま市のまちづくりのために執行部、議会力を合わせ、そしてまた、緊張感を持って事を進めていかなければならないと思っております。

どうか皆さん方の御支援を心からお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（宮本五市君）

議長と交代します。荒巻議長、議長席にお着きをお願いします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。

議長就任によりまして議会構成が変わりますので、そのための休憩をちょっととりたいたと思いますので、暫時休憩をさせていただきます。再開は追って連絡をさせていただきますの

で、よろしくお願ひいたします。

午前 9 時 56 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程の追加でございます。

荒巻隆伸君から職責上の都合により常任委員の辞任願が提出されております。

お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 2 議長の常任委員の辞任の件

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第 2. 議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

この件につきましては、地方自治法第 117 条の規定によって議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。副議長お願いします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮本五市君）

それでは、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行います。

本件は、地方自治法第 117 条の規定による除斥事件でありますので、10 番荒巻隆伸君の退場を求めます。

〔荒巻隆伸議員退場〕

○副議長（宮本五市君）

荒巻議員から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、荒巻議員の常任委員の辞任を許可することに決定しました。
ここで荒巻君の入場を求め、議長を交代いたします。

〔荒巻隆伸議員入場〕

〔副議長、議長と交代〕

○議長（荒巻隆伸君）

お諮りいたします。常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 常任委員の選任について

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第3. 常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することになっております。

よって、文教厚生常任委員に瀬口健君を指名いたします。

先ほど文教厚生常任委員会を開催いたしておりまして、副委員長が互選をされております。その結果を報告させていただきます。

文教厚生常任委員会副委員長に村上義徳君、よろしく申し上げます。

以上のとおりでございます。

続きまして、議会運営委員の辞任について、お手元に配付しておりますとおり、荒巻隆伸君より辞任の申し出があり、委員会条例第14条の規定により、これを許可しましたので、御報告をいたします。

ここで議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第

4として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4 議会運営委員の選任について

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第4．議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することになっております。

よって、議会運営委員に末吉達二郎君を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は迫って連絡をいたします。

議会運営委員会の開催をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会において副委員長が互選をされました。その結果を報告いたします。

議会運営委員会副委員長に上津原博君、以上のとおりでございます。

ここで議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第5 議席の一部変更について

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第5．議席の一部変更についてを議題といたします。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

瀬口健君の議席を10番に、荒巻隆伸君を16番にそれぞれ変更いたします。

座席の移動をよろしくをお願いいたします。

ただいま市長の辞職勧告決議について提出がなされておりますので、ここで暫時休憩をい

たします。

午前10時49分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど休憩前に市長の辞職勧告決議についてということで休憩をさせていただきましたが、発議第8号として追加することといたしておりますが、まず、事務局長のほうから朗読をさせますので、よろしく願いいたします。——訂正をさせていただきます。

松嶋市長に対する辞職勧告決議についての発議を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、この辞職勧告決議についての発議を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6 発議第8号

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第6．発議第8号 辞職勧告決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます前に、事務局長より朗読をさせます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、提出者の説明を求めます。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）（登壇）

改めまして、こんにちは。13番議員中島でございます。

松嶋市長辞職勧告決議案、令和元年9月12日、私は一般質問で市長の差別文書配付を指摘しました。その内容は、優生思想を貫かれ、障がい者や病弱者への冷たい視線、そして貧困に苦しむ人々への蔑視であふれた差別むき出しの危険な文書でした。最初にこれを読んだとき、何ということを書くのか、何という危険な思想を市長は持っているのかと恐怖を感じました。

しかも、松嶋市長は小学校や中学校で教員として勤務、そして最後は、みやま市立高田中学校の校長で定年退職した教育者です。本来、差別を許してはならないと児童・生徒に教える立場にあったはずです。そのような経歴の市長がこんな優生思想を持っていたことに多くの議員が驚き、恐怖を感じました。

令和元年9月議会の最終日、9月20日、市議会の本会議において、松嶋市長辞職勧告決議案について討議しました。多くの市民は、残酷かつ卑劣な差別文書を市長が直接作成、市職員幹部に配付した事実から当然可決されるものと考えていました。ところが、賛成7、反対8で辞職勧告決議案は否決されました。市長は謝罪し、強く反省しているから許すという議員が8人もいたのです。人権教育普及の先頭に立つと決意しているから辞職するほどではないと否決しました。

この結果を受けて、この3カ月間、私は市長がどのように反省し、どう人権教育推進の先頭に立つのかを注意深く見守ってきました。

1点目、9月13日の記者会見の謝罪文書には、このたびは人権への配慮に欠けた文書を配付し、多くの方に迷惑をかけたとあるが、ただ単に人権への配慮に欠けたものであって、内容への訂正は一言一句なかった。

2点目、その記者会見で人権問題の専門家から指導を受けると約束したにもかかわらず、何カ月も放置した。

3点目、10月3日、障害者の政治家で構成された団体、障害者の自立と政治参加を進めるネットワークへの対応も不誠実かつ無礼なものであり、地方議員の皆さんは松嶋市長への不満と失望を述べ、翌日の新聞は市長が何を反省しているかが伝わらないと報道した。さらに、再度の訪問時期も来年に引き延ばしを図っている。

4点目、この12月議会の一般質問において、どのような反省をし、人権教育にどんな貢献をしたのかの質問に松嶋市長は、またもや配慮に欠けた、迷惑をかけたの繰り返しで、何をどのように反省したか、具体的には一切答えなかった。

5点目、市長みずから市の人権問題解消の先頭に立つと宣言しておきながら、11月30日のみやま市主催人権啓発講演会を欠席したことについても明快な回答はなかった。

以上5点について、前回辞職勧告に反対した8人の議員の皆さん、市長はこの3カ月の間に十分に反省し、人権教育に取り組んだと判断されるのですか。この問題を最初に指摘したのは議会本会議の一般質問であります。最初に謝罪し、説明すべきは議会からではなかった

のでしょうか。まさに議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

この辞職勧告決議案は、みやま市の危機を救うために提案しています。人権問題を決して政治に利用してはなりません。ある新聞は、政争の具としてはならないと書いておりました。この差別文書配付問題は、松嶋市長が勝手に市職員研修会を始め、そこで誰にも相談せず、勝手にこのような差別むき出しの文書を配付したのです。それを議員が指摘しただけであり、政争の具にしているのは反対した議員ではありませんか。市長は真摯に反省し、人権教育に熱心に取り組んだのかをよくよく考えていただき、今回の辞職勧告決議案に賛成くださることを切望いたします。

さらに、松嶋市長は前回の9月議会において、ことし5月に私費で購入した道徳本を各小学校やPTAの役員に配付いたしました。その行為は寄附行為に当たり、公職選挙法に抵触するとの議員からの指摘に対して事実を認め、既に回収したと答えられました。しかし、回収し、謝罪したから済む問題なのでしょうか。

9月の議会中に、9月17日だったと思いますが、臨時校長会を開催して、市長みずから教育委員会のほうにお願いして回収してもらうようにということで臨時校長会を開いております。配付した本を全て回収したのですか。今月16日の総務委員会を私は傍聴に行きましたが、39冊配付して、19冊は回収したと聞いております。あと20冊は配付したままでもお聞きしております。まだ残っていれば、公職選挙法第199条、特定寄附の禁止に違反している事案ではありませんか。

また、市の政治倫理条例第2条及び3条の趣旨に照らして、市長は説明する責任があるはずですが。これも市長として重大な問題であり、知らなかった、うかつだった、済まなかったで済む問題ではありません。

今までに指摘されたこれらの問題をあなたが解決できるとは、私は到底思えません。議員の皆さん、この松嶋市長があと3年間続くことを認めるのですか。わずか1年間で市政を混乱させ、市民の対立心をあおり、さらにはみやま市への評価を著しく悪化させた松嶋市長がこの後3年間も続いていいのですか。

松嶋市長がリーダーシップを発揮したら、みやま市の未来はどうなるのでしょうか。想像しただけでも恐ろしいとは思いませんか。全国からすぐれた地方都市として高く評価されてきたみやま市を取り戻し、そして、市民が障害を持つ人も病弱な人も貧困に苦しむ人も誰もが生き生きと助け合いながら暮らすみやま市をつくっていきましょう。

議員の皆さん、市民の良識に敏感になってください。私も市長に辞職を求めるのですから、それ相応の一議員としての決意と覚悟をして臨んでいます。松嶋市長が即刻辞職することを要望し、松嶋市長辞職勧告決議案を提出します。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま中島議員のほうから提案理由の説明がなされました。これに対しましては、市長からの発言申し出は行われておりませんので、進めてまいりたいと思います。

本件は一身上に関する事件でありますので、松嶋市長の退場を求めます。

〔松嶋盛人市長退場〕

○議長（荒巻隆伸君）

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております松嶋市長に対する辞職勧告決議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、松嶋市長に対する辞職勧告の決議については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

討論があるようでございますので、暫時休憩をさせていただきます。

午前11時36分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

先ほど討論が出ておりましたので、ただいまから討論を行ってまいります。

討論は反対討論から行います。

まず最初に、7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

反対討論をいたします。

今回の市長の差別的発言及び冊子の配付については、9月より十分反省されており、今後、公職選挙法を遵守され、気を引き締め、こういうことが二度とないよう市民のため、多くの課題解決に励んでいただきたく反対するものです。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、賛成討論を行います。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

今回の松嶋市長に対する辞職勧告決議につきまして賛成の討論ということでございますが、御案内のとおり、私はさきの9月議会におきまして、松嶋市長に対する辞職勧告の決議案を提出した当人でございます。

今回の中島議員の動議に賛成のみならず、全ての議員さんが常識ある議員さんであれば、皆さんの賛同を重ねてお願いもするものでございます。

私は、今定例会2日目、そしてまた、4番目に市長就任から1年が経過した現在と今後の政治姿勢全般というようなことでの一般質問をいたしました。賛成の立場からの討論ということでありますので、ちょっと長くなりますけれども、説明をさせていただきます。

まず、9月のさきの一般質問におきましては、タイトル1として、みやま市政治倫理条例及び施行規則、2番目が政治家の寄附の禁止について、先ほど提出者からも話がありました。「あなたも子どももそのままがいい」という冊子の資料配付、あるいは市長の差別的文書配付、そして、最後に第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社についてというような4点を質問させていただいたところでございます。

この際、市長からの答弁につきましては、1点目、みやま市政治倫理条例及び施行規則についてでございますが、答弁といたしましては、政治倫理条例第3条に係る政治倫理基準につきまして、市長等及び私ども議員の遵守すべき基準として、市民の信託により選出された私どもが守るべき責務と考えている。市民全体の代表者としての品位を保つことや、市民全体への奉仕者として人格と倫理の向上に努めていく、そのことが政治への市民の信託を得る正しい姿勢であり、ひいては公正で開かれた民主的な市政を実現するための礎であると考えていると。市民の信頼回復のためというようなことでございますが、結びに今後の政治姿勢

について、いま一度正しくしていく所存でありますというようなことですね。

それから、2点目の政治家の寄附禁止についてでございますが、非常に軽率な行為であったと深く反省をしている。今後は二度とこのようなことがないように十分留意してまいる所存ですと。

3点目、市長の差別的文書配付、このことについては、あらゆる人権問題の解決と基本的人権の確立に向けてしっかりと取り組み、市民の皆さんの信頼回復に努めていくというようなことでございます。

4点目、第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社についてでございますが、このことは何回も同じような答弁をいただいております。地域の雇用創出など活力ある地方創生を目指し、地域電力事業と生活支援サービス事業を融合させたモデルを展開し、契約先の維持拡大に努めているところであります。

はしよりますけれども、みやまスマートエネルギー株式会社が第三セクターとして、これからは存続していくための健全化のためのものであり、今後、取締役としての意見を添えた上で私どもにも公表に挑むこと、そのことが最も望ましいことであるというようなことでございます。

また、私が質問をしておりました中には、みやまスマートエネルギー株式会社の会社からの反論、説明、あるいは意見等の内容を含めて取締役会議の中でのいろんな雰囲気があったかと思いますが、その雰囲気と結果を、現時点では作業中のことでもあり、その内容が整い次第、私どもへの報告をします。そのようなことで、現在もそのことに対する公表等々もあっておりません。

そのような答弁の中で終わりましたけれども、私も9月議会の一般質問からちょうど今回の第4回定例会まで3カ月ぐらいがたっておるわけです。答弁の内容に至る努力は、その中で3カ月ぐらいになっておりますけれども、提案者の中島議員からもお話がございました。何にも見えてこないわけですね。

特にこの政治倫理基準第3条の2、市長など及び私ども議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれる、そのようなときは、みずから誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしながら、誠実な実態も何も見えない部分を市民の皆さんにも説明責任があるというようなことでございます。

特にみやまスマートエネルギー株式会社の問題では、私ども産業建設常任委員会の勉強会

というようなことで、中島委員長のほうに社員さんのほうが相談に見えました。皆さんで、委員会でですね、取り扱って、その内容等々をお聞かせいただきたいということでございました。

この社員さんからは、松嶋市長の横暴や法律違反は見逃しても、しかも、市民みずからは企業活動のミス程度では済まされないような言動があったにもかかわらず、市長職を続けておきながら、市役所の責任なしに企業の従業者や支えてきた最大の功労企業であるみやまパワーホールディングスを切って済ませようという態度は到底許されるものではないと思います。

この中で、パワハラを受けたこと、善管注意義務違反を犯していること、みやまスマートエネルギー株式会社の取締役としてふさわしくない経営判断を繰り返していること、市役所職員が倫理違反を犯していること、それを組織的に隠していること、下請法違反と思われること、このことは弁護士にも相談をされておるといことです。市長が市民に選ばれた方であるなら、その行動を市民代表である私ども議員さんが監視していただかなければならない。みやま市はこのまま崩壊します。市長がみやまスマートエネルギー株式会社の経営を担えるわけがなく、このような横暴がまかり通ることのないような監視指導を私ども議会に願います。

このような御相談があったわけですが、私ども二元代表制をとる日本の地方自治におきましては、議会の決定機関で執行機関をチェックする、そうした権能も持っているところでございます。この市長と議会の2つの組織がそれぞれ役割を果たし、地方自治が行われているところでございますが、松嶋市長と複数の議会議員が市民全体の状況を反映せず、多様な市民の要求や願いを的確に把握する、そのようなことでなければならぬわけですが、それを無視しております。このことは、みやま市政治始まって以来の混乱を引き起こしていると言っても決して過言ではないと思っております。

そのような事態を終結させるために、松嶋が英断され、辞職されますことを願いながら、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、反対討論を行います。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

反対の討論をさせていただきます。

先ほど提出者のほうからる説明等ございましたけど、私としては、大きく3つ、反対の内容について申し上げたいと思います。

まず1つ目に、各委員会について、議会に対して謝罪がなかったと、差別文書についてです—という話がございますけど、9月議会定例会一般質問の後、即各常任委員会に謝罪の申し入れがあって謝罪をされております。また、その後、各全協や一般質問の中でもる反省をしており、謝罪のコメントはたくさんいただいております。

2点目に、11月30日、人権問題の研修会に参加していないという話がございますけど、これについては、東京で行われる環境大臣表彰、全国でも最優秀に当たるようなグッドライフアワードという表彰があったため、市長は東京に行かれております。自治体代表として参加するのは当たり前であり、環境大臣から直接賞をいただくわけですから、そちらに出席し、研修会のほうは副市長が出席したというふうに伺っております。

3点目、研修会を何も勉強もされていない、反省もしていないという話でしたけど、私ども全協で聞いているだけでも、五、六回、数回は受けたと。県の担当者や専門家に受講されているという話を聞いています。

そういった中で、十分反省をし、今後の市政運営にしっかり努力して頑張っていきたいという表明もされておりますし、新聞報道でもマスコミでもる謝罪もされております。そういった意味では、ぜひこの内容については反対を皆さんにお願いしたいということで、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、もうお一方。（「ちょっと議長、いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○15番（牛嶋利三君）

壇議員の反対討論の内容ですが、市長がそのような環境大臣表彰ということで行けなかった。このことは全くそのとおりなんですけど、副市長じゃなくて教育長がお見えいただいて、御挨拶いただいたと思いますが、そうじゃなかったですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

私の勘違いかもしれませんが、私は出席せずに医療関係の講演会のほうに、まいピア、大学のほうでございましたので、そちらに出席しましたので、もし教育長であれば訂正したいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう一方、通告がっております。反対討論でございます。12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

今回の市長に対する辞職勧告については、反対の立場で討論させていただきます。

市長は、先般の差別や、人権に関する配慮のなさや不認識さを省み、心から悔い改め、講演会や学習会で学ぶなど、今、一生懸命努力されているさなかでございます。また、冊子配付の件につきましても、政治活動を目的としてではなく、教育資料として配付されたようですが、結果的には政治活動ではないかとの疑念を抱かせてしまったことも深く受けとめ、みずから反省なさっておられます。

ある新聞のコラムに、今、市長はみずから人権学習に取り組んでおられるようだと。そこで学んだことをみやま市政に積極的に生かしていくことでしか、周囲の、それから傷つけられた皆様方の理解を得られないのではないかと掲載されておりました。まさに私はそのとおりだと思っております。

今後は人権学習で学ばれたことを、全ての人が差別や偏見のないみやま市にさせていただかねばならないと強く望んでおりますので、今回の辞職勧告もまた反対いたします。

終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

今、4人の方から討論を行っていただきました。これで討論を終わります。

これから松嶋市長に対する辞職勧告決議についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立少数でございます。よって、松嶋市長に対する辞職勧告決議は否決をされました。

ここで松嶋市長の入場を求めます。

〔松嶋盛人市長入場〕

○議長（荒巻隆伸君）

12時15分までもうしばらくありますので、議事を進めてまいりたいと思います。

日程第2～第10 認定第2号～認定第10号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2. 認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10. 認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本9件については、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。宮本決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（宮本五市君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件であります。

審査の方法といたしましては、14名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく、将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重に審査を行いました。

本特別委員会の開催は、12月4日、10日、11日、18日の4日間、分科会は12月12日、13日、16日の3日間にわたって開催、分科会ではそれぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成30年度歳入決算額19,909,772,265円、歳出決算額19,204,182,729円で、歳入歳出差引額は705,589,536円、実質収支は592,280,536円の黒字となっております。

なお、一般会計の基金総額は9,489,627,280円、市債総額は18,435,268千円となっております。

一般会計と7特別会計を合わせた歳入合計額は32,249,629,146円、歳出総額は31,144,723,787円、歳入歳出差引額は1,104,905,359円、実質収支は977,073,359円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるもの

について申し上げます。

まず、全体的事項として、1、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。

2、予算編成に関しては、支出の積算を厳格に行い、不用額の減少に努めるとともに、予算の執行に当たっては、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取り組みの強化を図ること。

2、教育施設使用料及び使用料の減免については、近隣市町の状況も踏まえ、適正な料金設定に努めること。

3、生活保護費の返還金及び徴収金については、努力の後が見られるが、さらなる適正な対応に努めること。

4、労災については、住民の安心・安全を守るため、ハザードマップの認知と活用を図り、防災体制の充実に努めること。

5、コミュニティーバスの運行については、利用実態を把握し、利便性の向上を図ること。

6、6次産業化の取り組みを積極的に推進すること。

7、農漁業の振興を図るため、国、県の補助事業を活用し、生産性を向上させ、農漁業従事者の意欲を高めること。あわせて女性農業者の支援充実に努めること。

8、荒廃森林及び農地、農道の対策については、関係機関と十分に協議を行い、対応すること。

9、商工業活性化対策を積極的に推進すること。

10、企業誘致の推進を積極的に行うこと。

11、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進めること。

12、スクールソーシャルワーカーについては、複数配置等の体制強化を図ること。

13、学校再編計画については、優先順位を明確にし、早期の再編推進を図ること。

14、奨学金給付事業については、申請基準の緩和など給付の拡大を図ること。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した事業運営に努めること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項、一般会計指摘事項、特別会計指摘事項について申し上げましたが、委員会としては、認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。この認定の9件については、討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

あと2分しかございませんので、討論、採決は午後からの会議にしたいと思っておりますので、ここで午前中の会議を閉じさせていただき、休憩をとりたいと思っております。よろしくお願いたします。

午後の再開は1時30分から開会したいと思いますので、よろしくお願いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

認定の9件については、討論及び採決は議案ごとに分けて行いますので、よろしくお願いたします。

まず、認定第2号について討論を行います。

認定第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成30年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論を行います。

認定第3号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論を行います。

認定第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成30年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論を行います。

認定第5号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論を行います。

認定第6号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成30年度みやま市公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論を行います。

認定第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成30年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号について討論を行います。

認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成30年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号について討論を行います。

認定第9号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成30年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号について討論を行います。

認定第10号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、認定第10号 平成30年度東山老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第11 議案第51号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第11. 議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。

議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月16日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害を受けた方々の支援を総合的に推進し、被害の早期の回復及び軽減を図るため、条例を制定するものです。

条例の主な内容は、犯罪被害を受けた方々への市及び市民の責務や見舞金の支給、福祉サービスの提供等の支援について必要な事項を定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第51号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 みやま市犯罪被害者等支援条例の制定については委員長の報告のとおり原案可決されました。

日程第12 議案第52号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第12. 議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月16日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係課長補佐の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

条例の主な内容は、任期付職員、短時間勤務職員の採用に関しての要件及び更新の任期等を定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第52号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第52号 みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第13 議案第53号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第13. 議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月16日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、市長の管理職研修での不適切な資料の配付について、社会的に多大な影響を与えたこと及び教育関係者への冊子の配付が政治活動に対して疑念を抱く結果となったことを重く受けとめ、市長の給与を減額する条例を制定するものです。

条例の主な内容は、令和2年1月1日から同年3月31日までの3カ月間、市長の給与を20%減額するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今、説明はわかりましたけど、16日は私、総務委員会を傍聴に行きましたけれども、先ほど説明があったように、差別的表現文書の配付の件と道德の冊子の配付の件ですが、委員長がそのときちょっと質問なさったんですが、冊子の件に関しては告発されていますかという質問でしたけど、執行部のほうからは、一応何か警察から電話もあっておるし、私自身、全部回収されているのかなと思ったら、そのとき、先ほど辞職勧告のあれでも説明しましたが、39冊、冊子の分を配付して、19冊回収したと。あと20冊はそのまま配付してあるわけなんです。

それで、警察もそれは公職選挙法違反になるんじゃないかということで動いているような感じも受けましたが、私は調査研究した上で継続審議でもよかったんじゃないかと思いますが、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（荒巻隆伸君）

吉原総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

今回は2つの事例を受けまして、他自治体の事例を、初日の質疑にもありましたが、委員会の中では紙資料としまして執行部のほうから提出していただきました。また、2つの事案の経過も詳細な紙資料を提出していただいております。

委員会としましては、この2つの事案、また、市長みずからが今回この条例を提案されたということを重く受けとめまして、委員会としては、この条例の内容に不足であったり、不備があったりという意見はございませんでした。継続審議にしてほしいという御意見もございませんでしたので、今回はこの条例に対して可決であるという結果を出した次第でございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これに関しては、私は市民に対して市長も説明責任があると思いますし、私たち議員もこの件に関しては市民に説明責任があるわけなんです。それで、もし例えて言うなら、これが

公職選挙法に違反した場合は委員長としてどう考えますか。私は、継続審議というのは、もう少し待ってからだっただいいんじゃないかという継続審議の。

○議長（荒巻隆伸君）

吉原総務常任委員長、委員会の中で議論されたことを答弁としてお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

先ほど申し上げたとおり、委員会の中で継続審議という質疑、審議はしておりませんので、報告いたします。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにありませんか。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

中島議員のほうからも今、このことに対する委員長報告に対する質問がありますが、私も大体似たような質問になりますけれども、私もちょっと傍聴させていただいた傍聴者の一人なんですよ。

この日は、まさに私も吉原委員長に対して、当時の瀬口議長の政倫関係での結果が出ておるから、このことについて委員会として取り扱いをお願いしたいというようなことで申し入れたときに、ちょっと傍聴もさせていただいたけど、これはまさに理由そのものが今回の問題になっておる不適切な資料配付、そして、社会的にこれが多大な影響を与えたこと及び教育関係者への冊子の配付、これは政治活動に対しての疑念を抱くというのが、これはまさに抱いておるからの減額というような提案でしょうけど、これは政倫に抵触すつとやないですか。

だから、このことそのものは、市長みずからがそういった疑惑を持たれる、市民に対してのそういうふうな説明責任もあつとやないですか。だから、これは中島議員さんがおっしゃるように継続審査でできたんじゃないかなというふうに思うわけですね。

例えば、近隣の大川市の給与減額等々、これは市長本人じゃないけれども、そのことによつて、これは教育長やったかな、やめてあつですね。辞してありますよ、職を。そして、ここは30%の3カ月だったと思います。いかがですかね、この関係あたりで委員長、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

吉原総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

委員会の中で執行部から紙資料でいただいた資料のほかに、私のほうからも先ほど牛嶋議員がおっしゃられた大川市の事案であったり、ほかの事案のほうも委員会の中で紹介させていただきました。

その中で、今回は松嶋市長みずからが責任のとり方の一つとして今回提案されていると思います。その中で、委員会の中で今回の提案に対しての不足という意見はございませんでした。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

2回目ですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

はい。

○15番（牛嶋利三君）続

大川の関係あたりもそうなんですが、例えば、これは3カ月ですから530千円ぐらいやったかな、今回の給与減額というのはですね。この間の期末手当は幾らやったですかね、期末手当。——ちょっと待ってくださいね。

期末手当が幾らやったか知らんけど、ちょっと1,000千円——どれぐらいか、ちょっと私が勉強不足で申しわけないけど、これからしてですよ、これは530千円かな、3カ月、20%の、これを減額しただけで済むと思うですか。これは市民に対する説明がつかんと思うですよ。

例えば、期末手当そのものがもらわんというような話やったならばってん、金額が逆じゃなかですか。そのことをちょっと委員長お願いしたいと思います。2回目やけんですね、何遍でんは聞かれんからですよ。

それと、実際的に——そのことだけ、ちょっと先にお尋ねします。

○議長（荒巻隆伸君）

吉原総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

先ほど牛嶋議員がおっしゃられた期末手当に関してですけど、今回、期末手当に関しましては議長のほうから提案があっておりませんので、議論しておりません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

これは皆さんが一番ようわかってあるけどですよ、市長は頭下げられることはよかと思うとですね。頭はすりきりバツタのごと下げらっしゃるでしょうが。きょうも先ほど中島議員からの市長辞職というようなことでの議案が提出されました。このことに3名、私、中島議員さん、それから末吉先生ですか、3名がこのことに対する賛成ということで起立をさせていただいた経緯がありますが、これは頭下げたけんとか、給与減額したけんがらと、こういったふうなことで、これで終わりますか。私は、このことで済むとかということだったら、非常にこれは承服できかねるというよりも、まさに私は委員会のところ私を持っていったばってんが、ああいうふうで受け取られんやったというか、内容もあるけど、これは差別に発展しやせんですか。どげんですか。私はこのことでの承服は絶対できんですよ。（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

今の質問内容が——もう一度よろしいですか、3回目の質問。（「はいはい。2回目でしょう」と呼ぶ者あり）いや、3回目です。

○15番（牛嶋利三君）

私が瀬口前議長の関係あたりを政倫にこれは抵触しよりやせんかと。委員会あたりですね、所管する委員会で辞職というようなことでの決議をお願いしたいという申し入れやっただと思えます。これは総務あたりで所管しておるけれども、それは何か内容をちょっと私があれしとらんけどですね、受け付けてもらえんやっただですよ。それはもちろん理由は書いてくださいということで、私は後日のために文書で下さいということやっただから文書でいただいておりますけれども、じゃ、この関係あたりはこげんけんとか。こういった大きなまだ、今から先の問題を抱えとつとにですよ、可決すべきものというような報告をされとつでしょうが。私のは全然門前払いですよ、棄却か、却下か、そういうふうな話じゃなかですか。

そういうふうな同じような大きな問題を抱えておるようなやつをですよ、総務委員会さん

の中で可決すべきものと。これは恐らくみんながそういうふうな、条例の関係あたりが認識のなかけんがらですね、みんなそれは賛成すつと思うですよ。それは委員会の報告は尊重せないかんということは当然なことですからね。

私のは扱わんでおいて、この関係あたりを扱うというのは差別になりやせんですか。私もこのままでは承服できんと言ひよるわけですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

吉原総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

先ほど牛嶋議員がおっしゃられた、16日の委員会の前に牛嶋議員から申し入れ書ということといただきました。

この件に関しましては、委員会の後に委員会勉強会ということ、執行部を含め勉強会をさせていただき、その後、委員会を開催いたしまして、その返答を牛嶋議員にしっかりと文書で返答させていただいております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第53号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第14 議案第54号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第14. 議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月16日、築地原市民部長、吉開税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、普通徴収によって徴収する国民健康保険税につきまして、納期ごとの分割金額を平準化するために条例の一部を改正するものです。

条例の主な内容は、第1期5月の納期を廃止し、年10回から年9回の納期に改めるものです。

現行の5月分は前年の所得が確定する前に仮算定で賦課徴収をしていたため、所得が確定した本算定後の7月分の税額が大きく増減することがありました。5月納期を廃止し、7月期を第1期とすることにより納税額が平準化され、更正や還付が少なくなり、納税者にとってわかりやすい制度となることが期待されます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第54号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第15 議案第55号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第15. 議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥菌文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告を行います。

議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日に松尾保健福祉部長、松藤子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、学校教育法の一部が改正されたこと及び第9次地方分権一括法の公布により地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直し等の一環として、放課後児童健全育成事業に

関する児童福祉法の規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

本条例改正の概要といたしましては、専門職大学が制度化されたことに伴う放課後児童支援員の資格要件の拡大及び放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、厚生労働省令で定める基準から市町村の参酌すべき基準へと見直されたことに伴い、市条例で規定する職員の資格要件に関する経過措置を延長するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第55号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第16 議案第56号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第16. 議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥蘭文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥蘭由美子君）（登壇）

議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日に松尾保健福祉部長、松藤子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

本条例改正の概要としましては、家庭的保育事業者等に義務づけている連携施設の確保について、連携施設となることができる施設の範囲の拡大及び連携施設を確保しないことができる経過措置を延長するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第17 議案第57号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第17. 議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。奥藪文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥藪由美子君）（登壇）

議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月12日に松尾保健福祉部長、松藤子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

本条例改正の概要としましては、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更や改正後の子ども・子育て支援法で定める基準の新設、また、特定地域型保育事業者に義務づけている連携施設の確保について、連携施設とすることができる施設の範囲の拡大及び連携施設を確保しないことができる経過措置を延長するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第57号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第57号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第18 議案第58号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第18. 議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員会委員長報告を行います。

議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に坂田環境経済部長、宮崎農林水産課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、土地改良施設の改修工事など農業農村整備事業を実施するに当たり、受益者から分担金を徴収する必要がある場合に、地方自治法第224条の規定の分担金について必要な事項を定めるものです。

土地改良事業の終了から相当の年月が経過し、主たる土地改良区が解散しておりますことから、老朽化した土地改良施設の改修などについて市が実施するに当たり、地元受益者から分担金を徴収するために定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第58号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第58号 みやま市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第19 議案第59号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第19. 議案第59号 みやま市宮駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に富重建設都市部長、松尾都市計画課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

新幹線開通や在来線のダイヤ改正に伴う市営駐車場の利用者減少の対策として、平成26年度から暫定として試行的に料金を値下げしてきた効果や近隣市の使用料を考慮して使用料の見直しを行うため、条例を改正するものでございます。

また、令和2年度から一時駐車場として、市営渡瀬駅駐車場の供用を開始するため、新たに料金体系などを追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

これは提案の日にも、4日の冒頭ですね、執行部にもお尋ねしましたが、瀬高駅前の駐車場の月決め及び渡瀬駅が、先ほどおっしゃいましたけど、月決めよりも日々の料金設定しかない。通勤利用の場合、単純に言うところ空白になっているのはどういう経過でされているか、委員会の中ではどういう方向性の協議をされたか、教えてください。（「もう一度いいですか」と呼ぶ者あり）

端的に言うと瀬高駅前駐車場と渡瀬駅前駐車場の月決めが入っておりませんが、そういう協議はされましたかと。

○議長（荒巻隆伸君）

中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

そこまでは委員会では協議しておりません。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

瀬高駅前は、改正前は4,200円の月決め、今度入っておりません、月決めの金額が。1日24時間以内で300円で、仮にサラリーマンで月20日間勤めると6千円になりますよね、月決め費用とイコールが。

渡瀬駅はもともとなかったのを今度供用開始するという意味で、先ほど申し上げた駅前と一緒に、月決めの的にとめれば6千円かかるわけです。瀬高駅東及び開駅とかについては、4,200円が3,300円に月決めが減ったり、3千円を2,750円にしているわけです。ということは、渡瀬駅なんか、はるかに倍以上するわけです。なぜ協議されなくて、こういう金額設定になっているのかを教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

壇議員は、本会議のときも多分同じような質問をされたと思います。だから、執行部はきれいに答弁しておると思います。それを踏まえて私たちは協議しております。

○議長（荒巻隆伸君）

ということなのですが、委員長報告に対する質疑の場面なんですけれども、どうなんですか、執行部……（「質疑のしようがないですからいいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第59号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第59号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第59号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第20 議案第60号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第20. 議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に甲斐田上下水道課長及び関係係長などに出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、水道法の一部改正により指定給水装置工事を適正に行うための支出の保持などを目的として、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、更新の手数料について所要の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第60号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第60号 みやま市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、あと14件ほど起立採決を行う議案が残っておりまして、3番村上義徳議員のほうから起立採決は体にちょっと負担がかかるということで、挙手での採決に加わることでいかがでしょうかということで許可をしておりますので、御報告をしておきます。

日程第21 議案第61号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第21. 議案第61号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第61号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第61号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第62号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第22. 議案第62号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第62号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第62号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第63号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第23. 議案第63号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第63号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第63号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第64号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第24. 議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第64号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第64号 令和元年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第65号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第25. 議案第65号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様こんにちは。よろしくお願い申し上げます。

議案第65号を提案する前に、本日追加提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、議案第65号から議案第74号までの10件でございます。

議案第65号から議案第67号につきましては、国における人事院の給与勧告に基づき関係法令が改正されたことから、本市の条例を改正するものでございます。

次に、議案第68号から議案第74号までの補正予算につきましては、給与条例改正に関する補正及び4月の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

なお、議案第68号以降につきましては、担当者より提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第65号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、ことし8月の人事院勧告に関連した国家公務員給与等の関係法令の改正に伴い、人事院勧告に準拠し、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当につきましては、現在年間3.35カ月であるものを0.05カ月引き上げ、年間3.4カ月に改定するものであります。

この分については、以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいまの提案理由の説明に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第65号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第65号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時40分、2時40分から再開したいと思います。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第26 議案第66号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第26. 議案第66号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、提案申し上げます。

議案第66号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先ほど御説明いたしました議案第65号と同様に、人事院勧告に準拠し、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当につきまして、現在年間3.35カ月であるものを0.05カ月引き上げ、年間3.4カ月に改定するものであります。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第66号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第66号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第67号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第27. 議案第67号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第67号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国における国家公務員給与の関係法令の改正に伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、行政職員などの給料表改正のほか、勤勉手当につきまして、これまで年間1.85カ月であったものを0.05カ月引き上げ、年間1.9カ月とするものでございます。改

正に伴い、期末勤勉手当の支給月数はこれまでの年間4.45カ月から年間4.5カ月となります。

また、住居手当につきまして、支給対象となる家賃額の下限を4千円、最高支給限度額を1千円引き上げるものであります。

なお、改正に当たっては、経過措置を設けることといたしております。

以上につきまして、給料表の改定は平成31年4月1日から、勤勉手当の引き上げにつきましては令和元年12月1日から、住居手当の改定は令和2年4月1日からそれぞれ適用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第67号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第67号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第68号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第28. 議案第68号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして、こんにちは。それでは、議案第68号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,194,276千円といたしております。

今回追加いたしております補正予算は、令和元年人事院勧告等に伴い、一般職職員の給料表の平均0.1%引き上げや勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるなどの改定を実施いたすため、所要の補正を行うものでございます。

また、これにあわせまして、人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございます。

予算書7ページからでございます。

歳入予算は、18款2項1目、財政調整基金繰入金を減額し、8ページの19款1項1目、前年度繰越金を追加いたしております。

次に、9ページからの歳出予算につきましては、給与改定分、人事異動等分など、給料、職員手当等の補正、さらに各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費補正の詳細につきましては、予算書33ページからの補正予算給与費明細書に記載をいたしております。

また、添付いたしております一般会計補正予算の資料の1ページは特別職について、4ページは一般職についての補正内容を記載しております。

資料の4ページでございますが、今回の職員給の補正額は、一般会計及び各特別会計を合

算して、給与改定分12,125千円の追加、また、職員の育児休業や長期の病気休暇などによる減額分を調整した人事異動等分32,725千円の減額、合わせまして20,600千円の減額といたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第68号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第68号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第69号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第29. 議案第69号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

続きまして、議案第69号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ221千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,435,606千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は5款1項1目、一般会計繰入金を減額し、7ページの歳出予算は1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第69号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第69号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第70号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第30. 議案第70号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第70号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ209千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ670,626千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は5款1項1目、事務費繰入金を減額し、7ページの歳出予算は1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員2名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第70号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第70号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第71号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第31. 議案第71号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第71号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に

ついて提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,062千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,110,591千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、7款1項4目。その他一般会計繰入金を減額いたしております。また、7ページからの歳出予算は、1款1項1目。一般管理費及び8ページの4款3項1目。包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員17名分の給与改定分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

先ほどの議案第70号とか69号は、300千円とか200千円とか、人数にもよりますけど、減額されています。

今回の介護保険事業については7,000千円という減額ですけど、明細で見ますと、7ページですか、10,000千円ほど減額で14名というふうになっていますね。余りにも桁がでか過ぎるし、逆に包括的な部分は3名で3,000千円のプラスになっていると。

実は次の73号、74号でもお尋ねしたいんですけど、人事異動で変わっているのはいいんですけど、中身が見えなくて、えらい金額が太いなというふうに思うんですけど、その辺がわかれば説明、どういう人事異動をしたのでこんな金額になっているのか、ちょっと簡単でいいですから説明をお願いできませんか。

あとの73、74号も同じようなことが言えると思います。5,000千円が1人で変わったりね。ちょっとその辺の具体的な説明をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

榎嶋総務課長。

○総務課長（榎嶋晋治君）

介護保険のほうで御説明いたしますけれども、主な減額の内容としましては、資料の9

ページのほうに記載をしておりますけれども、職員の人数がまず2名減員をいたしております。こちらのほうが令和元年度の予算編成後に1名、自己都合により退職と。今年度退職によりまして減額をしております。あわせて育児休業等の分がございまして、そちらのほうの減額が主な要因でございます。

以上でございます。（「あとの分は後で聞いたほうがいいですかね」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

そうですね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第71号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第71号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算

(第4号)は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第72号

○議長(荒巻隆伸君)

日程第32. 議案第72号 令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長(木村勝幸君)(登壇)

それでは、議案第72号 令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ325千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ415,625千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は5款1項1目、一般会計繰入金を減額し、7ページの歳出予算は2款1項1目、下水道建設事業費の職員3名分の人件費について、給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(荒巻隆伸君)

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒巻隆伸君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒巻隆伸君)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第72号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第72号 令和元年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第73号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第33. 議案第73号 令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第73号 令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,434千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52,720千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、5款1項1目、一般会計繰入金を減額いたしております。また、7ページの歳出予算は、1款1項1目の一般管理費の職員1名分の給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

先ほどとほとんど一緒ですけど、せっかくですので、申し上げさせてもらいます。

8 ページ、ここは1名で4,396千円の給料の方が2,505千円減額されて、1,891千円と。どういふ人事をやっているのか、中身を教えてください。異常な金額、ど素人を持ってきたような、こんな1人しかいないところで大丈夫かというような金額になっていますから、そこをあわせてお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

枕嶋総務課長。

○総務課長（枕嶋晋治君）

人件費の1名分につきましては、係の中の1名分を財源として充てているわけなんですけれども、今回のこちらのほうの議案第73号に上げている分につきましては新規採用者を充てているということで、当初見込みよりもかなり減っているということになっております。

（発言する者あり）農業排水をしている職員は係にもほかにいますけれども、ここの予算に上げている分が1人しかいないということで、業務自体は係で行っておりますので、回っているかと思えます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第73号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第73号 令和元年度みやま市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第74号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第34. 議案第74号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

議案第74号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に5,615千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ521,493千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、6款1項1目。一般会計繰入金を追加いたしております。また、7ページの歳出予算は、1款1項1目。総務管理費の職員4名分の給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

これについても、同じく歳出のほうで、4名という形で5,615千円が今度こちらは増になっていますよね。8ページの一般職の総括表を見ると、人数は当然変わっていませんけど、給料何やかんやで5,615千円上がりますと。

10ページを見ますと、平均年齢、ここは38歳9カ月。同じなんですよ、改定前も後ろも。人数も一緒、年齢も一緒で、こんな5,000千円も変わる人事異動というのはどういう形でされているか、詳細を教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

御指摘のところはよくわかりますので、ちょっと今調べておりますが、少しお時間をいただけないでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

答弁がないと採決に入れないですね。（発言する者あり）時間がかかるなら休憩しますか。執行部が調査中でございますので、暫時休憩します。3時25分に再開をしますので、よろしく申し上げます。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

先ほどの11番壇康夫議員の質問に対する答弁から進めてまいります。柁嶋総務課長。

○総務課長（柁嶋晋治君）

済みません。大変お待たせしまして、御迷惑をおかけしました。

まず、先ほどの壇議員さんの御質問でございますけれども、議案第74号の資料10ページの平均年齢のほうから御説明をいたします。

まず、平均年齢が変わらない、38歳9カ月ということで表記が変わらない分につきましては、この表については人事院勧告の給与の改定状況をお示ししておりますので、現在の職員

の平均年齢を記載しているところでございます。

それから、予算の増減に伴う補正予算につきましては、まず、みやま市の人事に対する給与の組み方で御説明いたしますと、当初予算は通常、今ごろから編成に入ります。そういうことで、通常、人事異動を加味していないところで予算編成をしておる関係上、これから退職をされる方について、例えば新人を充てるとか、そういったところで当初予算のほうは編成をいたしております。

今回、12月補正のところ、実際の4月の人事異動にあわせて補正予算を計上して、各款項目ごとの人件費の総額を調整しているところでございます。

御指摘の議案第74号につきましては、当初予算では若年層の部分で人件費を組んでおったのが、4月の人事異動によりまして、少し年配というか、年上の方が配置されたことによりまして人件費が増加しているということでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第74号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第74号 令和元年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。（「議長、動議をお願いします」と呼ぶ者あり）動議ですか。はい、どうぞ。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

瀬口議長の議員辞職勧告決議ということでお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

瀬口議員のですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま15番牛嶋利三君から瀬口健議員に対する辞職勧告の動議が提出をされました。

ほかに賛成者はいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒巻隆伸君）

賛成者がいらっしゃるということで、この動議は2人以上の賛成者がいますので、成立をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 28 分 休憩

午後 3 時 42 分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

お諮りいたします。瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7 瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第7. 瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、10番瀬口健君の退場を求めます。

〔瀬口 健議員退場〕

○議長（荒巻隆伸君）

次に、提出者の説明を求めます。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。本当に年末の一番押し迫って、きょうは最終本会議というところがございますけれども、異例の時間を要しておりますこと、市長を初め、職員の皆さんに心からおわびを申し上げておきたいと思っております。

それでは、ただいまから瀬口議員に対する議員辞職勧告決議案の提案理由説明を申し上げたいと思っております。

冒頭ではございますけれども、この文言のくだりは、9月議会での私からの瀬口議員に対する辞職勧告決議案、ほとんど変わらないようなくだりでございますけれども、あえて重複させていただいております。

その理由といたしましては、私を含めた16名の本市の市議会議員がございまして、本当に残念ながら、議員の皆さん方の中から、住民からの直接選ばれた本当に代表として、事の重大さ等々の認識が、あるいは知識が乏しい、そうした議員さんが結構いらっしゃるということから、そのような形をとらせていただいております。

まず、議会は住民を代表する議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関でございます。日本国憲法の第8章には地方自治が設けられております。第93条に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されておるところでございます。

議会は多数の議員で構成され、住民に最も身近で住民の声を肌で感じる存在として、まさに住民を代表する機関でございます。このことが議会の役割の中で最も重要な点でございます。また、議会は住民の代表である議員が案件について、それぞれ質疑、討論、採決を行う場であり、議員全員の徹底した議論を行う、これを本質とした議会でございます。

議会は、住民から直接選ばれた一定数の議員で構成される合議体でございますが、その意思は議会における議決の形であらわされるものでございます。このために議会を主催する議長が置かれ、議長に事故等がある場合に備えて副議長も置かれているところでございます。地方自治法第103条でございます。

地方自治法第104条には議長の議事整理権、議会代表権が規定されてございますが、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と決められてございます。そして、議長は、職務遂行に当たっては、常に冷静に、しかも公平に地方自治体会議規則等関係法令のほか、会議規則にのっとり議会の運営に万全を期さなければならないと思っておるところでございます。

きょうはそのような中、新議長に当選された荒巻新議長には大いに期待をするところでございます。ニューリーダーとして、きょうからしっかりこの任期の期間を務めていただき、立派な議会運営をお願いしたいと思っておるところでございます。

御案内のとおり、今回、令和元年第4回本市の市議会定例会は12月4日から12月20日までの17日間と決定し、まさにきょう最終日を迎えたところでございます。12月5、6日が一般質問日として設けられ、質問予定のそれぞれの議員諸氏は締め切りの11月25日正午までに議長への質問通告を行ったところでございます。

本当であれば、きょうは中島議員さんの市長辞職勧告というようなことに引き続いて、この瀬口議員に対する辞職勧告決議を提案させていただきたいと、こう思っておりましたけれども、何分私ども議会、そして市長を初めとする三役、職員さん等々の議案がありましたから、このことも5時までとは言わず、23日までの延会でも求めさせていただき、そのことに対する内容がぐくぐくと皆さんにたたいていただきたいと思いますと思っておりましたけれども、とうとうこの時間になってしまいました。

私は9月議会での一般質問に引き続きまして、今回もみやま市政治倫理条例及び施行規則についてというタイトルで一般質問を行ったところでございます。その内容につきましては、9月議会でも、ちょっとはしよりますけれども、国会での相次ぐ大臣の辞任等、政治家の政治に対する倫理観、そういったことが問われておりました。

そのような中、我がみやま市においても、瀬口議長が〇〇が経営される会社に議員としての立場を利用し、1,000千円を受領されている。一方、市長は職員研修におきまして、優生思想に基づく差別的文書作成、そして配付、あるいは校長会やPTA総会等々でも冊子の配

付による、寄附行為に当たりはしないかというような配付の寄附行為の違反も指摘されております。

市政運営のこのような重鎮のかなめ2人がこのありさまで、この問題は議会だより発行後、市民の皆さんの大半が知る事となりました。また、SNSあるいはツイッターでも、いまだにみやま市や市長に対する批判が相次いでございます。そこで、市長、議長の政治倫理観についてどのような考えをお持ちなのか、関連質問等を含めてお尋ねしますというようなことでお尋ねをしております。

まず、瀬口議長の金銭授受についてでございますけれども、市民代表として、前市長が前教育長として市長にお尋ねをしますということでございますが、あなた方2人の問題は市民の一部の人しか知り得ない問題、疑惑でありましたが、今回発行の議会だよりで報道されて以来、市民の皆さんの関心が深まっております。

これは、さきの9月議会において、旧〇〇庁舎跡地の植木の撤去、伐採等々に絡み、この工事を議長の〇〇経営のB社さんが受注できなかった見返りに、何ら仕事もせずに請負業者から1,000千円の小切手を受領されておまして、このことは議長本人もみずから認められております。

また、ほかの市議会議員全員も、このことは8月のさかのぼること9日だったかと思いますが、全員が御承知のとおりでございます。にもかかわらず、議長本人から金銭の授受に至る理由、あるいは経緯等々について何ら説明もなされておられません。また、議会議員の大半の皆さんは、議長の収賄容疑を何ら問題にすることなく、金銭授受を容認されて、きょう現在に至っておるところでございます。

こうした中、議会だよりが市民に配付されてから、先ほども申しますとおり、市民の皆さんの大半が議長の収賄疑惑、市長の差別行為等々を知ることとなり、なぜ議会は黙認しているのか、議長は辞任しないのか、市長はこの問題をどう捉えているのか、なぜ告発をしないのかなどなどの声が日増しに大きくなっておるところでございます。そこで、こうした問題を市長御自身の問題も含めて、市長の倫理観について見解を求めるという質問でございました。

市長は、このことに対する答弁が、市民の信頼回復のため、今後の政治姿勢について、いま一度正しく行っていく所存でありますという答弁をいただいております。それから、ちょうど2週間ぐらいになるわけですね。いまだかつて、特にそのようなことに対するアクション

ンは見られていないと思っております。

また、このことは今市議会定例会開催に当たり、全議員へのレターケースに配付したものでございますが、政治倫理に関する決議ですね、これは皆さんに御一読いただいたところでございます。

これはみやま市議会、この議員みずからが昔の議員さん——昔といたしますか、先輩諸氏の議員さんでもございますが、政治倫理条例の決議でありまして、議員の倫理観不足に対する私からの抗議の意味ということで、それぞれの皆さんのレターケースの中に配付をさせていただいたところでございます。

せっかくですから、傍聴席の皆さんもいらっしゃいます。御案内をしたいと思います。

政治倫理条例確立に関する決議。

政治倫理条例に関しては、1983年、大阪府堺市で初めて条例が制定され、今日、多くの自治体にその広がりを見せております。我がみやま市においても、合併後、執行部、議会それぞれ条例を制定し、施行を行ってきたところであるが、市民と執行部、議会一体となって、みやま市の政治倫理の一層の向上を図るため、去年6月——去年6月とは平成20年ですね、これは平成21年に関する決議でございますので。三者一体となった政治倫理条例が可決され、新たに市民に対し——ここは読みました。ごめんなさい、まだですね。その結果、市民、執行部、議会、三者一体となった政治倫理条例が可決され、新たに市民に対し、政治倫理の確立に対しての姿勢を示すことができた。しかしながら、条例を制定しても、それぞれが条例の趣旨を理解し、実行しなければ、絵に描いた餅となります。全く現在、一部議員そのものだということを示させていただいておきたいと思えます。

したがって、本市議会としては、新条例の制定を機会に市政が市民の厳粛な信託によるものであることを再認識し、議員は市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、市民の信頼確立とさらなる条例の遵守徹底を図るため、市議会としてここに決議するというものでございます。

裏面には、当時の発議第1号ということで、きょうも傍聴に見えておりました。名前こそ申しませんが、すばらしい議員諸氏が特別委員会を設置されて、当時の私に対する議長への、この確立に向けての可決をされた文言でございます。

本当にこのような内容のすばらしい政治倫理条例ができたわけでございますが、皆さん方、このことに対し——議員さんですよ、どのように思われてあるのか。住民の代表者である皆

さん方に問いかけをさせていただきたい。何も感じられないのかですね。恐らくこのことであれば、真っすぐ言って恥ですよ、恥。そのことを感じてあると思っております。

ちなみに、その当時の議長は私が務めさせていただいておりましたけれども、当時の瀬口議員は特別委員会の委員でございました。そのような立場にあった瀬口議員のみやま市政治倫理条例に違反の疑義があるというようなことで、調査請求がなされ、審査会の結論として、御案内のとおりでございますが、瀬口議員の行った行為は、みやま市政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する疑いがあるとの判断がされたわけでございます。そのような結論がございます。

そこで、私はみやま市議会全議員に対して、前の議員じゃなくて全部の議員さんに対して、本日このような申し出を提出させていただいたところでございます。控室の皆さんのテーブル上に配付させていただいたところでございます。

これも私のほうから御案内をさせていただきますけれども、みやま市議会議員各位殿、本日宛て、市議会議員牛嶋利三。

みやま市議会議員瀬口健氏は、みやま市政治倫理条例に違反したのではないかとの疑義に関して、令和元年8月30日に市民より同条例第12条第1項の規定に基づき、みやま市長に対して調査請求がなされました。本調査請求は受理され、以降、みやま市政治倫理審査会におきまして5回に及ぶ審査が行われ、その結果、12月12日付で調査報告書が議長に送付されたところでございます。

審査会の結論は、瀬口議員の行った行為は、みやま市政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する疑いがあると判断され、先ほど述べたとおりでございます。本条例第3条第1項には、「市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」と規定されてございます。

その第1号、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」とうたっております。また、同条第2項には「市長等及び議員は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑義をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑義の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」と規定をされてございます。

しかし、瀬口議員さん本人みずからがその責任を明らかにされてございません。そのような形の中で、現在、本日に至っておるところでございます。

私は本年9月、先ほども申しました。重複いたしますが、本年9月の第3回議会におきましても、本件の内容を市民の皆さんに明らかにし、瀬口議員に対する議員辞職勧告の動議を提出いたしました。採決の結果は否決となりましたけれども、反対者の意見は、政治倫理審査委員会の調査結果を見た上で判断するというものでございました。これは古賀議員さんが反対討論ということで、1人だけ討論をされたところでございます。

このことは、政治倫理審査委員会の委員は、法律や税や専門家、学者、市民の代表者で構成をされております。本市議会も、本件に関する判断を全てこの調査委員会に委ねたということでございます。

審査委員会の調査結果が出された今、12日付で出されておりますので、本市みやま市議会議員全員が、私を含めた全員が結果を重く受けとめていただき、瀬口議員に対する議員辞職勧告の決議を行っていただくよう申し入れを行うものでございます。

まさに二元代表制の一翼を担う市民の代表であるみやま市議会の良識が問われているところでございます。以上です。

そしてまた、大変しつこいようでございますけれども、前瀬口議長は本日議長職としてはその職を辞されたわけでございますけれども、市民全体の代表者として議長をやめれば、今回の政倫違反に対するその責務が払拭されたというようなことではないと思っております。また、このことは決して許されるものではございません。ましてや、みやま市議会を主催する、きょうの辞職許可というところまでは議長職を務めた立派な議員でもございました。

ほかの議員の誰よりも地方自治体会議規則や関係法令を守り、特にみやま市政治倫理条例につきましては、第3条第1項第1号の市民全体の代表者として品位と名誉を傷つけるようなことがあってはならない、一切の行為を慎んでいただき、その職務に関して不正の疑惑を持たれるような行為を慎んでいただきたかったというようなところでございます。

また、同条第2項では、議員は政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから誠実な態度をもって疑義の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならぬとなっております。何回も重複するようですが、しつこいようですが、皆さん方に本当の意味で理解をしていただきたい、そのつもりでお話をさせていただいております。

この政治倫理基準というものは、私ども全議員さん、あるいは市長、三役も当然のことでございますけれども、某新聞にはみやま市の政治倫理、このことはしっかり守ってもらわな

いかんというような当たり前の記事が掲載されておりました。立派な記者だと思いながら見させていただいたところでございます。

また、瀬口議員はきょう現在に至るまで、この1,000千円はもらうべき金ではないというようなことでございますので、A社にこの1,000千円は返さなければならない。そのようなことで、今後はこの請求に至る関係では司法力をもって請求がなされるというようなことだそうでございます。

だからといって、お金を返せばいいというようなことでもないし、悪いことをしたという反省が失礼きわまりないかもしれませんけれども、反省がないから、議長をやめればこれで全部網羅したというような、済んだんだというようなことではだめだと思っております。反省がないから議員を辞職するか、議長を辞職されて、議員を辞職するというようなところまで私は皆さんにお話をさせていただいております。

ましてや、私が11日ですか、病院への欠席届も受理されておりますけれども、定期的な病院への検診時には、瀬口議員はまた2年後の——1年半後ですか、議長に出るんだと、こんな話をされたそうじゃないですか。皆さん、どのような思いで聞かれたのか、びっくりしたですよ、私は。

また、きょうは市長の給与減額等々にもお話しいたしましたけれども、近隣市町におけるいろんな問題がございますけれども、そのような中での議長全ての人が、やはり議長辞任というようなことだけではなくて、潔く議員を辞任をされております。一番最近では、県境を越えた南関町でも前議長さんが議員を辞されたというような内容等々、皆さん新聞でお読みいただいたかと思っております。

また、このことは一昨日、きのうおとといですね、臨時全員協議会の中で中尾先生のほうから説明がありましたけれども、私どもみやま市議会でも本当に当選されたばかりの新人議員さんが、何の政倫に対する抵触はございませんでしたけれども、家業等々の関係でそのことに抵触するおそれがあるんじゃないかというようなことで、この政倫に抵触するおそれがあれば私もやめるということで、私宛て議員辞職の辞職届が届いたところでございますが、そうした本当に立派な議員さんもおられます。

このように、私ども市議会議員16名がみやま市全市民の代表者として、倫理観を持って事の重大さに本当に臨んでいかなければ、きょう議長の御挨拶にもありましたとおり、本当に立派なまちの繁栄、安全・安心なまちづくりはできない、このように思っておるところでござ

ございます。

同じような、顔形が違うように考えが等しくないかもしれませんが、今回の事の重大さは同じ思いの形の中で受けとめていただきたい、そのように思っておるところでございます。

皆さん方も敬意を抱く——私に対する対人ですね、牛嶋が言うなら、マルと言ったらバツだと、牛嶋がバツだと言ったらマルだと、そういうことじゃだめだと思いますよ。私はつきり言っておきますけどね。やっぱり政治家としては、一政治家、住民代表としてしっかり判断をいただきたい、そのように思っておるところでございます。

議場に立つ皆さん方は立派な住民代表でございますので、みやま市議会議員の一人一人として、この議場に立たれた責務と判断を御理解いただく、そのようなことを切にお願い申し上げまして、瀬口議員に対する辞職勧告決議案の提案理由説明とかえさせていただきます。

なお、5時までというようなことで、きょうは懇親会等々も予定されておりますが、このことに対する議員さん諸氏の御理解がない、政倫に対する御理解がいただけないというようなことであれば、大変遅くなりますけれども、ここに発議を新しく準備はしております。みやま市政治倫理条例の必要性がないということで、条例廃止の動議を出します。きょうは新聞屋さん等々もお見えですが、このような形の中で恥をかかないような議員さんの責任を全うしていただきますようよろしく願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

提出者の説明が終わりましたけれども、実は休憩中に瀬口議員からの発言の申し出はないようにお伝えをしておりましたけれども、今、事務局のほうを通じてちょっと話が変わっておりますので、そこを一回整理したいと思いますので、ぜひ暫時休憩をさせていただいて、もう一度、議運を開催していただき、瀬口議員の発言についての取り扱いの議論をお願いしたいと思います。（発言する者あり）とりあえず暫時休憩してよろしいですか。暫時休憩。

午後 4 時 09 分 休憩

午後 4 時 13 分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

もう一回前の休憩のときに皆さん方にお諮りをして、発言申し出をしないということがあっておりますので、それを尊重して発言を認めないということで、次に進めさせていただきます。

提出者に対する質疑はございませんか。4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

先ほどるる提案理由をお聞かせいただきましたけど、ちょっと確認でお聞きします。

先ほどの提案理由の中で、瀬口議員が1,000千円を授受したというような断言するような言い方があったかと思うんですが、政治倫理審査会の調査報告書、12月12日付で報告書が出ておりまして、その内容についてホームページでも公開されておりますが、その中では対象議員、瀬口議員が本件においてA社から金銭を受け取ったり、不当な便宜を受けた事実を確定できないため、条例第3条第1項第2号の地位を利用していかなる金品も授受してはならないという規定違反を認めることはできないという結論が出ておりますが、その結論について、まずはどういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

4番奥菌議員さんの質問にお答えいたしたいと思いますが、まさに議員さん質問のとおり、これは9月議会に私が一般質問でお話をさせていただいた、その部分のくだけりを読ませていただいて、御紹介しますと言ったその部分です。

それからもう一点、このことは政倫の委員会の結果が当然議長へも市長のほうから行っておるし、申請者のほうにも行っておるわけですね。だから、その中身を精査させていただいて、このことに対しては、これは総務部のほうで所管されてあるものですから、このことに対するクレームをつけるとかじゃなくして、まず、そのことに対する質問ができないかというようなことでお尋ねもしておりましたけど、結果的にはそれはだめだというようなことでもございましたけれども、この1,000千円授受に関しては瀬口議員の一方的な話しか聞いていないわけですね。12日かな、私は執行部に言うたですよ、聞いたですよ。これは結果を瀬口議員だけが何か承服できないというような内容だったらしいけれども、瀬口議員だけがそれを持たれておるとしたら、それはちょっと大変なことになりやせんですかと。私もそれは見らにやいかんからですね。そういったことがありましたけれども、1,000千円、こ

これは瀬口議員さんへの政倫の調査結果ですよ。1,000千円は、瀬口議員が実際的に金品の授受はあっていないというところがしたためであつたけど、結果としてですよ、結論がですね。私は絶対そういうふうには思うとらんからですね。だけど、それがまた附箋がつけられないというようなことで、質問もだめだと、お尋ねがですね。だから、今、それはやめているところでございます。

しかし、その1,000千円というのは、その結果は見られてあると思うけど、1,000千円は何の金かがわからんというようなことでしょう。だから、請求者のほうは、まだいまだに返ってきてとらんですよ、その1,000千円は。今から請求されるそうです。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

では、牛嶋議員の主張としては、審査会の結論としては1,000千円の授受については認められないけど、牛嶋議員としてはあっているということで主張されているということによろしいのでしょうか。

そしたら、提案理由の中にもございました第3条第1項第1号に違反する疑いがあるというのは、これは政治倫理審査会の調査報告書の結論でも出ているのは間違いないので、それについては異論はないけど、第2項については、調査会の結果は認められないということですよ、牛嶋議員としては、そのことについては異論があるということも含めて今回の辞職勧告の提案理由とされたということによろしいのでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

全くそのとおりでございます。今後は、政倫は一発勝負というようなことでございます。日本の刑事事件あるいは民事に至っては、地裁に申し込まれて、そのことに対する判決の量刑不当等あれば高裁に出す、高裁でもだめだったら三審制ということで最高裁までと、そういうふうな手法がありますけれども、今回、この政倫に関しての結論は真摯に受けとめにかんかかと思っております。

だから、このことについては——私じゃないです。請求者のほうから民事で争う構えであ

られるそうです。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議については、ただいまのところ通告があっておりますが、討論はありませんか。

討論がございますので、暫時休憩をいたします。

午後 4 時20分 休憩

午後 4 時30分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

今、討論が3人の方から提出をされておりますので、まず、反対討論から進めてまいります。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

簡潔に申し上げます。

今回の政治倫理審査会の結論には金銭的なことは見受けられず、また、瀬口議員はその内容を真摯に受けとめ、みずから議長を辞職することでけじめをつけられており、今回の動議には反対いたします。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして賛成討論、13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私は今回の提案に賛成いたします。9月議会でも賛成討論をしております。

ちょっときょうは9月議会のを見ておりますけど、そのとき、私も言いましたように、地位を利用して金品を授受しないこととなっている、もっと金をもらってよかったと発言もしておられます、8月9日の日に。それで、政治倫理条例に抵触するので提案に賛成すると。ほかの11人の議員さんは、自分で判断できないから政治倫理審査会の結果を見てということだったんですよ。その結果がきょうの西日本新聞にも載っております。

これを読み上げますと、第3条の第1項には、市長及び議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないと規定してありまして、その第1号、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととなって、これに匹敵すると、この疑いがあるということで指摘してあります。

当時、8月9日を皆さん思い出してください。全協の中で1,000千円、私はもらいましたということを出言してあるんですよ。そして、倫理審査会も何度も弁明してある。そして、私はこの倫理審査会の結果を見ておりましたが、何度も弁明はしてありました。だけど、最終的な倫理審査会は、今読んでいる3条1項1号に疑いがあるということで指摘されております。よって、私はこの提案には賛成いたします。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、反対討論として、12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

今回の瀬口議員に対する辞職勧告への反対討論として討論させていただきます。

普通地方公共団体の議会の議長とは、議会を代表する重要な地位にあり、その権限は地方自治法第104条にも定められております。議会の代表者として、議場の秩序の保持や議事の整理、議会の事務処理をするとあります。

瀬口議員は、今回の政治倫理審査会の結果を真摯に受けとめ、議長という議会を代表する重要な地位をみずからおり、十分に責任を果たしておられるのではないかと考えております。したがって、今回の瀬口議員に対する辞職勧告には反対いたします。

終わりです。

○議長（荒巻隆伸君）

これで討論を終わります。

これより瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議を採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立少数です。よって、瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議は否決されました。

瀬口健君の入場を許可します。

〔瀬口 健議員入場〕（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

政治倫理の条例は、これは必要ないと思います。廃止ということで動議を提出させていただきます。時間がどげんですかね、きょうはそういうふうであれやけん、例えば、23日まで延会なら23日でんよかですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

今、牛嶋議員のほうから動議が出されましたが、賛成者はいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒巻隆伸君）

賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立をいたします。

時間が今4時36分でございますが、15番牛嶋議員にお尋ねなんです、提案理由の説明の時間がどの程度、先ほどちょっと30分ぐらいかかっておりましたんですが、（「1時間ぐらいかかります」と呼ぶ者あり）そうしますと（「23日に延会したら」と呼ぶ者あり）そうですね。どうですか、そういうお話でございますので、きょうは6時からのこともございますので、5時半までぐらいと思っておりましたが、（「議長いいですか。23日ですね、まち・ひと・しごとの関係の」「昼前に終わっじゃんね」「いえ、そういうのもあるんですよ。私だけじゃなくて、ほかにも何かあるなら、そこら辺も考慮せにゃいかんですよ」と呼ぶ者

あり)でも、議会がそういうことで決定をするなら申しわけございませんが。

それでは、皆さんどうしますか、23日に——11番壇康夫君。

○11番(壇 康夫君)

時間の延長をしたらどうですか。

○議長(荒巻隆伸君)

延長してぎりぎりまでやるということですか。(「議長」と呼ぶ者あり)15番牛嶋利三君。

○15番(牛嶋利三君)

私がやっぱり動揺があるですたいね。きょうは6時からまたほかの関係もあるじゃないですか。これ以上、迷惑かけるわけにはいかんと思うとですよ、私が提案理由を説明して長くあれしてもですね。先ほども恐らく20分ちょっとぐらいかかっと思うとですよ。だから、この問題は、これは皆さんが全くもう頭の中はなか人ばかりじゃけん、どうもされんとですたい。だから、私のはっきり言うけど、政治倫理というやつは、これがあって、みやま市がつかさどられとつとでしようが。——ああ、ごめんなさい。立って物言わないかん。

だから、このようなことに全然ですね、恐らく私がさっき言うたごと、牛嶋がマルと言うたらバツなんです。バツというたらマル。

○議長(荒巻隆伸君)

ちょっと牛嶋議員、わかりました。

○15番(牛嶋利三君) 続

だから、これは延会じゃなくして、23日にまたですね。

○議長(荒巻隆伸君)

いや、まだ20分ありますので、いずれにしても動議が成立しておりますので、暫時休憩をして、また議会運営委員会を開催して取り扱いを議論しないといけませんので、休憩して議会運営委員会の開催をお願いします。(「議会運営委員会の結論が出るまでの時間は延長しとったほうがいいと思いますよ」と呼ぶ者あり)

それでは、今、議運の委員長の申し出のとおり、議会運営委員会を開催してもらうにしても5時までに終わらない可能性があるので、会議時間の延長をしておいたほうがいいということでございますので、お諮りをします。会議終了時刻は5時となっておりますが、会議規則第9条の規定に基づき会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。引き続き会議を続けます。

ということで、暫時休憩をいたします。よろしくお願ひいたします。

午後 4 時 39 分 休憩

午後 4 時 58 分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

お諮りいたします。会期延長についてを日程に追加し、追加日程第 8 として議題としたいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。会期延長についてを日程に追加し、追加日程第 8 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 8 会期延長について

○議長（荒巻隆伸君）

追加日程第 8. 会期延長についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日 12 月 20 日までと議決されていますが、審議の都合により、12 月 23 日までの 3 日間延長したいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。したがって、会期は 12 月 23 日まで 3 日間延長することに決定をいたしました。

なお、先ほど出されておりますみやま市政治倫理条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、発議第 9 号として、23 日の日程第 1 として取り扱ひを行います。

それから、本日の日程第 35 の閉会中の継続調査の申出について、これは 23 日の日程第 2 として進めていきたいと思ひますが、これについて御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月23日となっておりますので、御承知おき願います。（「時間は」と呼ぶ者あり）9時30分からです。

午後4時59分 散会